

入曽地区地域交流施設（仮称）整備方針

1 これまでの経緯

現在の入曽公民館は、築後43年が経過し、老朽化が著しく、また、3階建ての施設にもかかわらずバリアフリー対策や耐震性能が不十分な状況にあります。

こうしたなか、平成25年度からの総合振興計画実施計画のなかに「入曽公民館更新事業」が位置付けられ、これを機に具体的な検討が開始され、平成27年1月には、地元住民の代表者、入曽公民館関係者及び知識経験者で組織する「入曽公民館更新事業地元検討委員会」が設置され、地域住民からの意見や要望などを踏まえながら検討が進められてきました。今後は、これまでの検討を踏まえたうえで、公民館がこれまで担ってきた機能を継承するなかで、コミュニティセンターや市民交流センターさらにはまちづくりセンターといったような性格を付加し、文化・スポーツ・健康・福祉・まちづくり等の様々な活動の場として地域住民の利用に供するとともに、これらの活動を通して、地域住民の相互の連携や交流の促進を図り、もって良好な地域コミュニティの形成の拠点となることを目指し、入曽地区地域交流施設（仮称）の整備として更新を進めることとします。

2 整備の基本方針

入曽地区地域交流施設（仮称）については、次の視点から、地域住民の連携と交流の促進を図る施設として整備します。

- ①市民に社会教育や生涯学習の機会や場を提供する。
- ②市民が主体となった文化・スポーツ・健康・福祉等の活動の促進を図る。
- ③地区センターと連携して、地域のまちづくり活動の促進を図る。
- ④幅広い世代に居場所を提供するとともに、災害時には緊急避難場所としての機能を果たす。

3 施設の位置・規模等

(1) 建設場所

狭山市大字南入曽428番地（旧入間中学校跡地を東西に分割した西側部分）

敷地面積 約5,000㎡

用途地域 第一種低層住居専用地域

建ぺい率 50% 容積率 80%

(2) 施設の規模

2階建て（高さ10m以下）、延床面積1,800㎡程度

4 整備スケジュール（案）

平成29年度 基本設計・実施設計

平成30年度 新築工事

平成31年度 新築工事

関係条例の制定改廃

平成32年度 供用開始

※ 整備にあたっては、建築審査会の同意が必要となります。